

証券コード：8209
2023年6月8日
(電子提供措置の開始日 2023年5月30日)

株 主 各 位

大阪府大東市寺川三丁目12番1号

株式会社フレンドリー

代表取締役社長 國 吉 康 信

第69回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第69回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第69回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.friendly-co.com/ir/>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（フレンドリー）又は証券コード（8209）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日のご出席に代えて、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、**2023年6月22日（木曜日）午後5時45分**までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月23日（金曜日）午前10時（受付開始予定：午前9時）
2. 場 所 大阪府大東市寺川三丁目12番1号 当社1階会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第69期〔自 2022年4月1日 至 2023年3月31日〕事業報告及び
計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提示くださいますようお願い申し上げます。
 2. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
 3. ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛の表示があったものとして取り扱います。
 4. 書面交付請求されていない株主様には、本招集ご通知のみご送付しております。
 5. 会社法第325条の5第2項に規定する書面交付請求期限（2023年3月31日）以降に書面交付請求を希望される株主様は、2023年6月15日までに下記③【連絡先】へ書面又はお電話にて「住所、氏名、株主番号、電話番号」をご連絡くださいますようお願い申し上げます。

①株主番号は、議決権行使書用紙に記載の株主番号をご確認ください。

②2023年6月15日を過ぎてのご請求は、次回分のご請求とさせていただきますので、予めご了承くださいませようお願い申し上げます。

③【連絡先】

〒574-0014 大阪府大東市寺川三丁目12番1号

株式会社フレンドリー 管理本部

電話：072-874-2747（大代表）

本株主総会においては、近況報告会はございません。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

本総会終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名は、任期満了となります。つきましては、再任・新任を合せて取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会より、取締役会の監督と執行のあり方、取締役候補者の選任基準等を確認し、検討を行った結果、各候補者の当事業年度における業務執行状況及び実績等を勘案し、全ての候補者について適任であると判断しているとの見解をいただきました。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
1	<p style="text-align: center;">【再任】</p> <p style="text-align: center;">くによし やすのぶ 國吉 康 信 (1974年7月20日生)</p> <p style="text-align: center;">【取締役在任期間】 2年5ヶ月</p> <p style="text-align: center;">【取締役会出席状況】 13回中13回(100%)</p>	<p>1999年1月 株式会社ジョイフル入社</p> <p>2007年3月 同社取締役商品本部生産物流部長</p> <p>2008年3月 同社取締役営業企画本部長</p> <p>2009年3月 同社取締役営業本部長</p> <p>2010年3月 同社取締役商品本部長</p> <p>2011年9月 同社取締役経営戦略室長</p> <p>2013年10月 同社取締役営業本部長</p> <p>2018年1月 同社取締役市場開発本部長</p> <p>2018年4月 同社専務取締役市場開発本部長</p> <p>2020年6月 台湾珍有福餐飲股份有限公司監察人 (現任)</p> <p>2020年10月 株式会社ジョイフル専務取締役営業本 部長 (現任)</p> <p>2021年1月 当社代表取締役社長 (現任)</p> <p>2022年10月 株式会社ジョイナス取締役 (現任)</p>	<p>普通株式 616株</p>
		<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>2021年1月から当社の代表取締役を務めており、取締役会議長として取締役会を適正に運営するとともに経営の重要な意思決定及び業務執行に対する監督機能を適切に果たしております。</p> <p>経営者として豊富な経験と知見を有しており、当社の経営全般を管掌し適切に職務を執行していることから当社の中長期的な企業価値向上に向けて十分な役割を果たすことができると判断したため、取締役候補者となりました。</p>	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
2	<p>【再任】</p> <p>おぐら ともき 小 椋 知 己 (1975年1月12日生)</p> <p>【取締役在任期間】 2年5ヶ月</p> <p>【取締役会出席状況】 13回中13回 (100%)</p>	<p>2001年6月 株式会社ジョイフル入社 2010年4月 同社マーケティング部マーケティング室課長 2012年10月 同社経営戦略室課長 2014年4月 同社管理本部経理部長代理 2015年1月 同社経理部長 2018年6月 当社取締役管理本部長 2019年6月 当社取締役退任 2019年10月 株式会社ジョイフル経理部長 (現任) 2021年1月 当社取締役管理本部長 (現任)</p> <p>(取締役候補者とした理由) 2018年6月から2019年6月まで及び2021年1月から当社の取締役として経営の重要な意思決定及び業務執行に対する監督機能を適切に果たしております。また、当社の中長期的な企業価値向上に向けて十分な役割を果たすことができると判断したため、取締役候補者いたしました。</p>	<p>普通株式 616株</p>
3	<p>【再任】</p> <p>やぎ とおる 八 木 徹 (1963年1月20日生)</p> <p>【取締役在任期間】 1年</p> <p>【取締役会出席状況】 10回中10回 (100%)</p>	<p>2018年12月 株式会社ジョイフル入社 同社経理部部長代理 2019年6月 当社取締役執行役員営業本部長 2021年1月 当社取締役退任 2021年1月 当社商品・営業企画本部長 2022年6月 当社取締役商品・営業企画本部長 (現任)</p> <p>(取締役候補者とした理由) 2019年6月から2021年1月まで及び2022年6月から当社の取締役として経営の重要な意思決定及び業務執行に対する監督機能を適切に果たしております。当社の中長期的な企業価値向上に向けて十分な役割を果たすことができると判断したため、取締役候補者いたしました。</p>	<p>普通株式 986株</p>
4	<p>【新任】</p> <p>こまつ だいすけ 小 松 大 介 (1974年5月7日生)</p> <p>【取締役在任期間】 一年</p> <p>【取締役会出席状況】 一回中一回 (一%)</p>	<p>1998年4月 当社入社 2001年11月 当社ボンズ店長 2010年4月 当社香の川製麺エリアマネージャー 2018年7月 当社香の川製麺エリア統括代理 2019年2月 当社営業推進課長代理 2022年4月 当社営業推進課長 2023年2月 当社執行役員営業本部長 (現任)</p> <p>(取締役候補者とした理由) 当社入社以来、ボンズ、香の川製麺の店舗及び営業本部の業務経験を有しております。当社の中長期的な企業価値向上に向けて十分な役割を果たすことができると判断したため、取締役候補者いたしました。</p>	<p>普通株式 64株</p>

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）との間で会社法第430条の2第1項に規定する同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することを内容とする補償契約を取締役会の決議を経て締結しております。
國吉康信氏、小椋知己氏、八木徹氏、小松大介氏の再任及び新任が承認され就任した場合、各氏との当該契約を継続及び締結する予定であります。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（D&O保険）を保険会社との間で取締役全員を被保険者として締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。各候補者が選任され就任した場合には、いずれもD&O保険の被保険者に含まれることとなります。また、D&O保険の保険料は当社が全額負担しております。なお、D&O保険の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、契約を更新する予定であります。
4. 各候補者の所有する当社株式の数は、2023年3月31日時点の株式の数であり、持株会の持分を含んでおります。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって監査等委員である取締役3名（若林弘之氏、渋谷元宏氏、後藤研晶氏）は、任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、予め監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
1	<p>【再任】</p> <p>わかばやし ひろゆき 若林 弘之 (1954年12月2日生)</p> <p>【監査等委員在任期間】 2年</p> <p>【取締役会出席状況】 13回中13回 (100%)</p> <p>【監査等委員会出席状況】 14回中14回 (100%)</p>	<p>1979年4月 タケダハム株式会社入社 1988年1月 当社入社 1997年4月 当社工場検査室 2009年4月 当社工場加工課長 2011年7月 当社コンプライアンス部課長 2015年3月 当社内部監査室品質保証センター長 2016年6月 当社監査役 2021年6月 当社監査等委員 (現任) (重要な兼職の状況)</p> <p>—</p> <p>(監査等委員である取締役候補者とした理由) 当社入社以来、工場検査、コンプライアンス、品質保証関連の業務経験を有し、幅広い見識を有しております。また、2021年6月より当社の監査等委員である取締役として取締役及び取締役会の業務執行に対する監督機能を適切に果たしております。同氏の幅広い見識及び経験を当社の経営の監督等に活かしていただくことを期待して、監査等委員である取締役候補者いたしました。</p>	普通株式 223株
2	<p>【再任】 【社外】 【独立】</p> <p>しぶや もとひろ 渋谷 元宏 (1972年8月28日生)</p> <p>【監査等委員在任期間】 2年</p> <p>【取締役会出席状況】 13回中13回 (100%)</p> <p>【監査等委員会出席状況】 14回中14回 (100%)</p>	<p>1996年10月 司法試験合格 2000年4月 弁護士登録 (大阪弁護士会) 2000年4月 淀屋橋法律事務所入所 2003年12月 淀屋橋法律事務所退所 2004年1月 比嘉法律事務所 (現大阪本町法律事務所) 入所 2009年9月 大阪本町法律事務所退所 2009年10月 しぶや総合法律事務所開設代表就任 (現任) 2012年6月 当社監査役 2021年6月 当社監査等委員 (現任) (重要な兼職の状況) しぶや総合法律事務所代表</p> <p>(監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割) 過去に会社経営に関与したことはありませんが、弁護士としての幅広い専門知識と豊富な経験を有しており、法律の専門家としての立場から当社の経営に対する適切な助言と監督を行っていただけことを期待して、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。</p>	普通株式 100株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
3	<p>【再任】【社外】</p> <p>ごとう けんしょう 後藤 研 晶 (1948年10月5日生)</p> <p>【監査等委員在任期間】 2年</p> <p>【取締役会出席状況】 13回中12回 (92%)</p> <p>【監査等委員会出席状況】 14回中13回 (93%)</p>	<p>1971年4月 株式会社大分銀行入行</p> <p>2007年5月 株式会社ジョイフル入社</p> <p>2008年3月 株式会社ジョイフルサービスマネジメント 取締役部長</p> <p>2012年3月 同社取締役業務部長退任</p> <p>2012年3月 株式会社ジョイフル監査役</p> <p>2020年11月 同社監査役退任</p> <p>2021年1月 当社監査役</p> <p>2021年6月 当社監査等委員 (現任) (重要な兼職の状況)</p> <p>—</p> <p>(監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割)</p> <p>2008年から当社の親会社である㈱ジョイフルの連結子会社である㈱ジョイフルサービスの取締役として経営の重要な意思決定及び業務執行を適切に果たしております。また、2012年3月から2020年11月まで㈱ジョイフルの常勤監査役として実効性の高い監査に取り組むための重要な役割を果たしております。これまでの経験と見識を監査等委員である社外取締役としての立場から、当社の経営に対する適切な監督を行っていただけることを期待して、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。</p>	<p>普通株式 123株</p>

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 渋谷元宏氏、後藤研晶氏は監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 当社は、渋谷元宏氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の選任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
4. 当社は、各候補者との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、監査等委員である取締役として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。各候補者が監査等委員である取締役としての選任が承認された場合は、各候補者との間で当該責任限定契約と同様の内容の責任限定契約を継続する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約 (D&O保険) を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、D&O保険の契約期間は、1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。
6. 各候補者の所有する当社株式の数は、2023年3月31日時点の株式の数であり、持株会の持分を含んでおります。

【ご参考】第1号議案、第2号議案が承認された場合の取締役（監査等委員である取締役を含む。）のスキルマトリックス

氏名	企業経営	財務会計	営業・ マーケティング	法務・ リスク管理	サステナビリティ・ESG	製造・購買・ 品質管理
國吉 康信	●		●		●	●
小椋 知己	●	●	●		●	
八木 徹	●		●		●	●
小松 大介			●		●	
若林 弘之				●	●	●
渋谷 元宏				●	●	
後藤 研晶	●	●			●	
坂本 佳子				●	●	

注1：若林弘之氏、渋谷元宏氏、後藤研晶氏、坂本佳子氏は、監査等委員である取締役であります。

注2：上記の表は、主要なものであり、各役員の有する全てのスキルや専門性を表すものではありません。

注3：各役員のスキルは主なもの最大4つに●印を付けております。

スキル	選定理由
企業経営	経営環境が激しく変化するなか、「お店はお客様のためにある。お客様のお役に立ち、みんなで幸せになろう。物も心も豊かになろう。」の経営理念のもと、中長期的・持続的な成長戦略を策定し、実現するためには、企業経営全般における、確かな知識・経験・実績が必要である。
財務会計	信頼性の高い財務報告はもちろん、財務基盤の安定化・強化及び持続的な企業価値の向上に向けた成長投資の推進と株主還元を実現する財務戦略の策定には、財務会計分野における、確かな知識・経験・実績が必要である。
営業・マーケティング	変化するお客様の多様なニーズや社会のトレンドを的確に把握し、当社の独自性を発揮した商品・サービスの提供を通して、お客様の満足度を高めるには、営業・マーケティング分野における、確かな知識・経験・実績が必要である。
法務・リスク管理	持続的な企業価値向上の基盤である適切なガバナンス体制を確立するとともに、当社の使命である食の安定的な供給を実現するためには、リスク管理やコーポレートガバナンス、法律の各分野における、確かな知識・経験・実績が必要である。
サステナビリティ・ESG	中期経営計画の実現と持続的な成長に向けたCSV (Creating Shared Value) 経営を推し進め、社会の問題に目を向け、地域貢献や環境保全活動を通して、有限資源の有効活用と気候変動インパクト軽減へのチャレンジを実現するためには、サステナビリティ・ESG分野における、確かな知識・経験・実績が必要である。
製造・購買・品質管理	安心・安全で美味しさを追求し、お客様に価値と感動を感じていただける料理を安定的にお客様にお届けするためには、製造・購買・品質管理分野における、確かな知識・経験・実績が必要である。

以上

事業報告

〔自 2022年4月1日〕
〔至 2023年3月31日〕

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化するなか、社会活動の制限が緩和され、緩やかな回復の兆しがみられる状況となりましたが、エネルギー価格や原材料価格の高騰、為替相場における円安の進行、ウクライナ情勢の長期化など、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

外食業界においても、新型コロナウイルス感染症の影響が収束傾向を示していますが、エネルギー価格や原材料価格の上昇など、引き続き大変厳しい経営環境が続いております。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、生活様式に変化が生じるなか、スマホアプリ等を活用したデジタルマーケティングやテイクアウト、デリバリー販売の拡大に取組む企業の増加など、外食業界をとりまく環境が大きく変化しております。

このような環境のもと、当社は持続的成長且つ収益基盤の安定化に向けた収益力向上を実現するため、以下の取組みを行っております。

①営業施策による売上高・客数向上

前事業年度は、全店舗コロナ禍による営業時間の短縮を行ってまいりましたが、2021年12月より全店22時間閉店と営業時間を延長し、2022年1月より全店10時間開店と営業開始時刻を1時間前倒したことにより今まで以上の売上額を獲得することができました。

当事業年度は、新たな商品カテゴリーとして2022年2月より導入しました「丼」につきまして、当事業年度に全9品目に増加し、丼セットを目的としてご来店いただけるほどになり、「丼」の売上高構成比がさらに増加しており、お客様の購買実績が「うどん+天ぷら」から、「うどん+丼」へと変化することによって客単価の上昇に大きく貢献しております。

②商品施策による収益率の改善

当社は、2020年8月より収益性をさらに高める観点から、本社の遊休施設を活用して「カミサリー」（食品加工工場）を設立することで、店舗オペレーションの効率化による収益性の向上を図ってまいりました。

当事業年度は、4月よりカミサリーにおいて社内加工品目数を増加させたことに加え、うどんの原材料である小麦粉を自社ブレンドへ変更し、仕入額を維持してまいりました。

また、原材料価格高騰の影響が低い食材を用いた「丼」などの商品開発や販売促進を進めるとともに、「丼」の具材とうどんの季節メニューをカミサリー品に変更することや、国産米の奨励金活用によって仕入コストを削減することで食材の高騰による影響を最小限に収めてまいりました。

さらに、エネルギー価格や原材料価格の上昇に伴う収益率悪化の対策として、適正な販売価格の見直しを行ってまいりました。

③業績管理の日次・月次でのきめ細かい分析とスピーディーな経営判断による業績向上

店舗の業績管理においてきめ細かい分析とスピーディーな経営管理・判断を行うべく、スーパーインテグレント（3～4店舗を統括する責任者）制度の導入により個店の経営指導力の強化を図るとともに、スーパーインテグレントの管理業務を支援する情報処理システムを導入しております。

当事業年度末における店舗数は前事業年度末から2店舗減少し、25店舗となりました。

以上の結果、当事業年度の売上高は2,044,111千円（前期比17.1%増）、営業損失は157,647千円（前期は営業損失301,677千円）、経常損失は141,430千円（前期は経常損失114,810千円）、当期純損失は107,985千円（前期は当期純損失158,712千円）となりました。

(2) 設備投資及び資金調達状況

当事業年度の設備投資総額は、19,261千円であり、その内訳は次のとおりであります。

店舗設備	19,261千円
------	----------

(3) 対処すべき課題

当社は、コロナ禍により2020年4月以降の売上高が著しく減少しており、当事業年度においても未だその影響が一定程度残っていることに加え、エネルギー価格や原材料価格の上昇などにより、継続して重要な営業損失、経常損失及び当期純損失を計上し、当事業年度の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼしており、引き続き継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当該状況を解消すべく、当社は以下の取組みを継続していきます。

①営業施策による売上高・客数向上

当事業年度において、新型コロナウイルス感染症による行動制限が緩和され、朝から昼ピーク時間帯において安定した売上の獲得ができるようになってまいりました。今後は、新型コロナウイルス感染症の影響により、大幅に減少しております夜間の客数を再獲得すべく「夜限定の新しい販売方法」を試み、その効果があれば導入店舗を拡大する予定です。

また、「丼セットでうどん3玉同じ価格」が競合他社との差別化に有効であり、当事業年度の売上獲得に大きく寄与しましたので、引き続き「丼セット」の商品数の増加や季節メニューの投入等、力をいれてまいります。

さらに、自社アプリの会員数や、SNSのフォロワー数も増加しており、香の川製麺独自のサービスを徐々に告知できていることから、さらにTwitterのキャンペーン等を強化することにより、香の川製麺のブランドの認知を進めてまいります。

②商品施策による収益率の改善

当事業年度において、うどんの原材料である小麦粉を自社ブレンドへ変更し仕入額を維持したことに加え、原材料価格高騰の影響が低い食材を用いた「丼」などの商品開発や販売促進及び「丼」の具材をカミサリ一品に変更することにより、食材の高騰による影響を最小限に収めてまいりました。今後は、突発的な仕入価

格の上昇の対策として、輸入食材の比率を下げることにより原価低減を図ってまいります。

また、エネルギー価格や原材料価格の上昇によるさらなるコスト増加に対応するため、適正な販売価格に見直しを図り収益率を維持してまいります。

③業績管理の日次・月次でのきめ細かい分析とスピーディーな経営判断による業績向上

店舗の業績管理においてきめ細かい分析とスピーディーな経営管理・判断を行うべく、スーパーインテンデント（3～4店舗を統括する責任者）制度の導入により個店の経営指導力の強化を図るとともに、スーパーインテンデントの管理業務を支援する情報処理システムを導入し、適切なコストコントロールを全店舗で行い収益改善並びに業績向上を継続してまいります。

当社は当事業年度以降も新型コロナウイルス感染症の影響は一定程度残ることを想定しており、金融機関等との緊密な連携のもと、コミットメントライン契約を利用し、十分な資金調達を実施することで財務基盤の安定化を図りながら、当該状況の解消、改善に努めてまいります。なお、「個別注記表 追加情報」に記載のとおり、親会社である株式会社ジョイフルを借入先とする長期借入金の返済猶予の申入れについて、同社の同意を得ております。

以上の各施策により、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

期末配当につきましては、株主の皆様には誠に申し訳なく存じますが、見送らせていただきたいと存じます。

今後も早期の復配を目指して努力してまいります所存ですので、株主の皆様におかれましては、より一層のご支援、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 66 期 2020年3月期	第 67 期 2021年3月期	第 68 期 2022年3月期	第69期(当期) 2023年3月期
売 上 高 (千円)	6,749,672	1,894,105	1,746,344	2,044,111
営業損失(△) (千円)	△541,650	△643,484	△301,677	△157,647
経常損失(△) (千円)	△522,603	△458,262	△114,810	△141,430
当期純損失(△) (千円)	△2,603,683	△252,380	△158,712	△107,985
1株当たり当期純損失(△)(円)	△915.67	△91.30	△59.78	△51.89
純 資 産 (千円)	△1,028,009	△1,280,436	160,827	52,755
総 資 産 (千円)	2,937,339	1,561,245	1,200,291	978,708
1株当たり純資産額(円)	△515.89	△607.21	△667.01	△718.96

(注) 1株当たり当期純損失(△)、1株当たり純資産額は、それぞれ期中平均発行済株式数、期末発行済株式数より自己株式数を控除して算出しております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社は株式会社ジョイフルであり、同社は当社の株式を1,496千株（議決権比率52.46%）保有いたしております。

親会社との取引については、一般的取引条件同様に、市場価格等を十分に勘案し、親会社と協議のうえ、合理的な価格としております。親会社からの資金の借入れについては、親会社と協議のうえ、合理的な金利としており、市場金利動向等を勘案して決定しております。

当社の取締役会は、このような取引条件を把握し当社の利益を害するものでないことを確認したうえで、取引ごとにその適正性・妥当性を判断しております。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(6) 主要な事業内容

料理、飲食物の加工・調理販売を主体とするレストラン業であります。

釜揚げ讃岐うどん 香の川製麺 セルフうどん店 25店舗

(7) 主要な営業所及び店舗

① 主な営業所

区 分	所 在 地
本 店	大阪府大東市寺川三丁目12番1号
営 業 店 舗	直営25店舗

② 店 舗

府県別店舗数

業 態	府 県	所 在 地					合 計
		大阪府	京都府	兵庫県	奈良県	和歌山県	
釜 揚 げ 讃 岐 う どん		17 店	2 店	1 店	2 店	3 店	25 店
香 の 川 製 麺							

(8) 使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
10名	—名	49.3歳	15.1年

(注) 上記使用人の他にパートタイマー269名（164時間/月換算による月平均人数）を雇用しております。

(9) 主要な借入先

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 ジ ョ イ フ ル	504,500 千円

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数	普通株式	6,180,000株	
	A種優先株式	1株	
	B種優先株式	1株	
(2) 発行済株式の総数	普通株式	2,855,699株	(自己株式 3,837株)
	A種優先株式	1株	
	B種優先株式	1株	
(3) 株主数	普通株式	4,477名	
	A種優先株式	1名	
	B種優先株式	1名	

(4) 大株主

株主名	持株数				持株比率
	普通株式	A種優先株式	B種優先株式	合計	
株式会社ジョイフル	1,496千株	1株	1株	1,496千株	52.46%
株式会社きずな	125	—	—	125	4.41
株式会社日本カストディ銀行(信託口4)	65	—	—	65	2.30
株式会社SBI証券	24	—	—	24	0.86
吉江克己	20	—	—	20	0.70
重里育孝	18	—	—	18	0.65
楽天証券株式会社	17	—	—	17	0.61
八束昌美	15	—	—	15	0.54
神田敦子	15	—	—	15	0.53
徐彪	11	—	—	11	0.39

- (注) 1. A種優先株式は議決権を有しておりません。
 2. B種優先株式は議決権を有しておりません。
 3. 持株比率は、自己株式(3,837株)を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況(2023年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	國吉康信	株式会社ジョイフル 専務取締役営業本部長 台湾珍有福餐飲股份有限公司 監察人 株式会社ジョイナス 取締役
取締役管理本部長	小椋知己	株式会社ジョイフル 経理部長

取締役商品・ 営業企画本部長	八木 徹	
取締役 (常勤監査等委員)	若林 弘之	
取締役 (社外監査等委員)	渋谷 元宏	しぶや総合法律事務所 代表
取締役 (社外監査等委員)	後藤 研晶	
取締役 (社外監査等委員)	坂本 佳子	

- (注) 1. 取締役渋谷元宏氏、取締役後藤研晶氏及び取締役坂本佳子氏は、社外取締役であります。
2. 取締役渋谷元宏氏及び取締役坂本佳子氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
3. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とすべく、取締役若林弘之氏を常勤の監査等委員である取締役として選定しております。
4. 2022年6月24日開催の第68回定時株主総会において、新たに八木徹氏は取締役に、坂本佳子氏は監査等委員である社外取締役に選任され、就任いたしました。
5. 当事業年度中に辞任により退任した会社役員は次のとおりであります。
(氏名) (退任時の地位) (退任年月日)
田之頭 悟 取締役営業本部長 2023年1月31日
6. 取締役兼務者以外の執行役員

地位	氏名	担当
執行役員	小松 大介	営業本部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、監査等委員である取締役若林弘之氏、監査等委員である社外取締役渋谷元宏氏、監査等委員である社外取締役後藤研晶氏及び監査等委員である社外取締役坂本佳子氏との間で、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。

(3) 補償契約の内容の概要

当社は取締役（監査等委員である取締役を除く）である國吉康信氏、小椋知己氏、八木徹氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補償されないなど、一定の免責事由があります。

(4) 役員等賠償責任保険（D&O保険）契約の内容の概要

当社は保険会社との間で、当社取締役（監査等委員である取締役を含む。）を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。

当該保険により、被保険者が負担することになる株主代表訴訟、第三者訴訟、会

社訴訟の訴訟費用及び損害賠償金を填補することとしており、保険料は原則として当社が負担しております。なお、故意又は重過失に起因する損害賠償請求は当該保険契約により填補されないなど、一定の免責事由があります。

(5) 当事業年度に係る役員報酬等

当社は、取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。なお、当社は、任意の指名・報酬諮問委員会を設置しておりませんが、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に関する報酬制度の運用等については、監査等委員会の審議及び取締役会への答申を踏まえ、取締役会において決定しております。

また、取締役会は、取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

イ. 役員報酬の基本方針

当社の役員報酬の基本方針は次のとおりであります。

なお、本方針の決定方法は、監査等委員会の審議を経て、取締役会へ審議結果が報告され、取締役会の決議により決定しております。

- (1) 当社業績及び中長期的な企業価値との連動を重視した報酬とし、株主と価値観を共有するものとする。
- (2) 当社役員の役割及び職責に相応しい水準とする。
- (3) 監査等委員会の審議を経ることで、客観性及び透明性を確保する。

ロ. 役員報酬の構成

当社の役員報酬の構成は、金銭報酬は、固定報酬である基本報酬のみであり、非金銭報酬及び業績連動報酬は該当ありません。

ハ. 役員報酬の決定手続き

- (1) 役員報酬の基本方針に沿って公正且つ合理的な制度運用が担保されるよう、当社の役員報酬の決定に際しては、監査等委員会の審議を経て、取締役会へ審議結果が報告され、取締役会の決議により決定しております。
- (2) 各役員の個人ごとの報酬の具体的決定については、監査等委員会の答申を踏まえ、予め株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で取締役（監査等委員である取締役を除く。）報酬については取締役会で、監査等委員である取締役報酬については監査等委員である取締役の協議により、それぞれ決定することとしております。

ニ. 役員報酬等に関する株主総会の決議及びその内容

- (1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬
2021年6月25日開催の第67回定時株主総会決議による取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は年額2億円以内（但し、使用人分給とは含まない。）であり、当該報酬限度額の範囲内で各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の役位及び職務内容を勘案して決定しております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は3名です。

(2) 監査等委員である取締役の基本報酬

2021年6月25日開催の第67回定時株主総会決議による監査等委員である取締役の報酬限度額は年額5千万円以内であり、各監査等委員である取締役の報酬は当該報酬限度額の範囲内で監査等委員である取締役の協議により決定しております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

ホ. 個人別の役員報酬等の額の決定権限を有する者

取締役会は、監査等委員会の答申を受け、これを十分に斟酌したうえで、役員
の報酬の決定を取締役会の議長（代表取締役社長）に再一任いたします。取締役
会の議長は、取締役会決議により一任された範囲内で、役職位に応じた基本報酬
を決定する権限を有しております。その氏名及び地位は以下のとおりです。

代表取締役社長 國吉 康信

取締役会の議長（代表取締役社長）に本権限を委任した理由は、当社全体の業
績を俯瞰しつつ、各取締役の評価を行うには取締役会の議長（代表取締役社長）
が最も適していると判断したためであります。なお、委任された権限が適切に行
使されるための措置として、委任に関して監査等委員会の審議及び取締役会の決
議を得たうえで、人事及び総務部門の責任者が個人別報酬の原案を作成し、管理
本部を所掌する取締役の承認を得ることとしております。

ヘ. 役員に対し報酬等を与える時期

個人ごとの役員に対する基本報酬は、月例の固定報酬としております。

ト. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容が当該方針
に沿うものであると判断した理由

取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内
容の決定について、監査等委員会の審議結果を取締役会での報告を踏まえて、取
締役会の議長（代表取締役社長）が個人別の報酬等の内容を決定することを委任
する旨決議しており、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬
等の内容が当該方針に沿うものであると判断しております。

(6) 当期に係る取締役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）				対象となる役員 の員数（名）
		固定報酬	株式報酬	賞与	退職慰労金	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	3,550 （－）	3,550 （－）	－ （－）	－ （－）	－ （－）	4 （－）
監査等委員である取締役 （うち社外監査等委員）	13,530 (8,250)	13,530 (8,250)	－ （－）	－ （－）	－ （－）	4 (3)

- (注) 1. 使用人兼務取締役に対する使用人給与を2名に13,000千円支給しております。
2. 期末日現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は3名、監査等委員である取締役は4名であります。

(7) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

地位	氏名	重要な兼職先と当社との関係
社外取締役 (監査等委員)	渋谷 元宏	監査等委員である社外取締役渋谷元宏氏は、しぶや総合法律事務所代表を兼務しております。なお、当社との間には特別の関係はありません。
社外取締役 (監査等委員)	後藤 研晶	該当事項はありません。
社外取締役 (監査等委員)	坂本 佳子	該当事項はありません。

②当事業年度における取締役会、監査等委員会への出席状況

役職	氏名	取締役会への出席状況	監査等委員会への出席状況
社外取締役 (監査等委員)	渋谷 元宏	全13回中13回 (100%)	全14回中14回 (100%)
社外取締役 (監査等委員)	後藤 研晶	全13回中12回 (92%)	全14回中13回 (93%)
社外取締役 (監査等委員)	坂本 佳子	全10回中10回 (100%)	全10回中10回 (100%)

(注) 書面決議による取締役会の回数(2回)は除いております。

③当事業年度における取締役会、監査等委員会での発言状況

役職	氏名	取締役会、監査等委員会での発言状況
社外取締役 (監査等委員)	渋谷 元宏	弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を積極的に行いました。
社外取締役 (監査等委員)	後藤 研晶	親会社グループにおける豊富な経験と監査業務に携わった経験に基づき、経営全般につき適宜必要な発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	坂本 佳子	弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を積極的に行いました。

④監査等委員会の活動状況

監査等委員会は、取締役会開催に合わせて月次に開催される他、必要に応じて随時開催いたします。当事業年度においては、次のような決議、協議、報告を行いました。

区分	件数	具体的な活動状況の概要
決議事項	9件	①監査等委員の選任についての同意、②監査等委員会監査報告作成、③会計監査人の再任、④常勤監査等委員の選定、⑤監査等委員会議長の選定、⑥特定監査等委員の選定、⑦選定監査等委員の選定、⑧監査方針及び監査計画の作成、⑨会計監査人の報酬の同意
協議事項	22件	監査計画及び監査方法についての協議、監査等委員の報酬額についての協議、取締役会への監査等委員会監査方針の報告についての協議等
報告事項	22件	重点監査事項に関する報告（稟議決済内容の監査結果、店舗往査結果等）

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は会計監査人との間で会社法第427条第1項の規定により、法令に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。

(3) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当期に係る報酬等の額	19,000千円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19,000千円

- (注) 1. 当社監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人からの必要な資料の入手及び報告の聴取を行い、前期の会計監査人の監査実績及び職務の遂行状況を評価し、取締役及び経営管理者の意見等を確認のうえ、当期の監査契約と監査計画の概要及び監査時間・要員計画、報酬見積りの相当性について審議した結果、当期の会計監査人の報酬額に不合理な点はなく相当の範囲内であるものとして、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないことから、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人の解任又は不再任の決定の方針を監査等委員会で決議しております。その内容は、以下のとおりです。

(1) 会計監査人の解任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当する場合において、その適正な監査の遂行が著しく困難であると認められるときは、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任する。

上記のほか、会計監査人の適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任に関する議案の内容を決定する。

(2) 会計監査人の不再任の決定の方針

監査等委員会は、監査等委員会が定める基準に従い、会計監査人を評価し、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合など会計監査人の不再任が適当と認められる場合、株主総会に提出する会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定する。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社は、内部統制システム構築の基本方針を以下のように定めております。

① 基本方針

当社は創立以来今日に至るまで、外食産業を通じてお客様に豊かな食文化を提供することで、企業としての持続的成長を図るべく、その経営管理体制の構築に努めてきたものであるが、今後さらに全役職員が法令遵守と高い倫理観を重視するコンプライアンス経営の徹底、そして収益拡大を図るための事業の効率化、リスク管理の充実化を図るとともに、金融商品取引法に定められた財務報告の信頼性を確保するため、当社の内部統制システムに関する基本方針を定めるものである。なお、当社の内部統制システムは、不断の見直しによってその改善を常に検討していくものである。

② 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ア 当社の経営理念を全社的に普及浸透させるために、企業行動指針を策定し、これを社内広報システムによって営業店の隅々まで広報する。

イ 当社はコンプライアンス経営の実現を図るために、社内通報制度を定めているが、さらに社内通報制度の存在を広報してその有効性を高め、法令違反行為等の存在が判明した場合にはこれに速やかに対応できるような組織運用を検討する。

ウ 代表取締役のもと、コンプライアンス委員会を設置することにより、行動規範はじめ、コンプライアンス経営を支える基準、組織の運用について評価改善に努めるものとし、問題が発生した場合には内部監査室、監査等委員会などと連携を図るものとする。

エ 当社は財務報告の信頼性を確保するため、関連諸法令を遵守し、「財務報告に係る内部統制」の構築・運用を行う体制を整備する。

(1) 経営理念等の方針に基づき、社内の財務報告に係る内部統制を設計・運用し、原則を逸脱した行為が発見された場合には、適切に是正する。

(2) 適切な会計処理の原則を選択し、会計上の見積り等を決定する際の客観的な実施過程を保持する。

(3) 取締役会は、財務報告及び財務報告に係る内部統制に関し適切に監督・監視する。

オ 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とのいかなる関係も断絶し、これを排除する仕組みを整備する。

③ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

ア 当社は取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員の職務執行が適正なものであり、また効率的な経営を目指して公正に意思決定がなされて

- いることの説明責任を果たすために、以下のような体制整備に努める。
- イ 職務執行に係る重要情報、文書については、その管理基準に基づいて作成、保存管理する。
当社における重要情報、文書とは、
 - 株主総会議事録
 - 取締役会議事録
 - 取締役が最終決裁者とされる社内稟議書
 - リスク管理報告書
 - 重要な業務執行に関する契約書
 - その他当社が管理基準により重要と判断した文書、情報等
 - ウ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査等委員である取締役及び会計監査人並びに内部監査室の求めに応じて必要な情報を適時提供する。
 - エ 内部監査室は、上記管理基準に基づいて適切な文書情報管理がなされているかどうか、適宜運用に関して監査を行う。

④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ア 当社は、クライシスマネジメントを含む全社的なリスク管理こそ当社の収益力を高め、かつ企業不祥事の芽を摘むことに資するものである、との理解から、以下のとおりリスク管理に関する体制を整備する。
- イ 当社は、全社的リスク管理を目的とした危機管理規程を策定する。
- ウ 各取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員は、イで定めた危機管理規程に基づいて、担当業務領域における事業上のリスク管理の責任と権限を有するものとし、担当業務におけるリスク評価とその対応策について取締役会に報告する。
- エ 損失が現実化したとき又は損失が現実化するおそれのあるときは、危機管理規程に則り、必要に応じて対応すべき責任者となる取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員のもとリスク対策本部を設置する。
- オ 当社の置かれた経営環境、経済事情の変動、その他新たなリスクの発生のおそれ、若しくは既存のリスクの消滅などに伴い、危機管理規程については適宜見直しを行う。

⑤ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ア 当社は執行役員制度を採用する。経営方針を決定する取締役会と業務執行を行う取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員を明確に分離することにより、業務執行の効率化・迅速化と責任の明確化を図り、以下の体制を整備する。
- イ 効率経営・適正利益を確保するために、毎年、年度計画を策定する。
- ウ 必要に応じて随時に経営会議を開催し、経営戦略、業務執行状況、課題について見直し、対策を講じる。
- エ 職務分掌規程、組織・職務権限規程を制定し、意思伝達の効率化、適正化を図るものとする。

⑥ 企業集団における業務の適正を確保する体制

グループ経営に関する事項は、親会社において報告・協議するが、当社固有の事項及び具体的な施策に関しては、経営の自主性・独自性を保持する。法令

等の遵守・リスク管理等の内部統制に関して親会社における統括組織と適切に連携し、企業集団における業務の適正を確保する体制を構築している。

また、親会社より取締役（監査等委員である取締役を除く。）の派遣を受けているが、利益相反等の可能性に留意した取締役会運営を行うこととしている。

- ⑦ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ア 当社は、監査等委員会の監査業務の独立性、効率性を確保するために以下の体制を整備する。
 - イ 当社は内部監査室の構成員を、必要に応じて監査等委員会補助使用人とすることができる。ただし、その必要性については監査等委員会の判断に基づくものとする。
 - ウ 監査等委員会は内部監査室と連携して、業務執行の監査を行う。
- ⑧ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ア 当社は、監査等委員会がその職務を公正に行いうるような以下の体制を整備する。
 - イ 内部監査室構成員の人事異動等については、監査等委員会の同意を必要とする。
 - ウ 監査等委員会からその補助者としての指揮権を受けた内部監査室構成員は、その業務につき、他の取締役（監査等委員である取締役を除く）及び執行役員に指揮権よりも優先して執行しなければならないものとする。
- ⑨ 取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他監査等委員会への報告に関する事項
- ア 当社は監査等委員会による権限行使が適正になされるよう、また監査等委員会の業務が効率的になされるように以下の体制を整備する。
 - イ 取締役（監査等委員である取締役を除く）及び執行役員及び使用人は監査等委員会に主に以下の報告を行う。
 - (1) 経営会議で協議した重要事項
 - (2) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、当該事実に関する事項
 - (3) 取締役（監査等委員である取締役を除く）及び執行役員が法令若しくは定款に違反する行為をし又はこれらの行為をするおそれのある場合、当該事実に関する事項
 - (4) 内部監査の実施状況
 - (5) 内部通報の内容
 - (6) その他監査等委員会が職務遂行上報告を求めた事項
 - ウ 当社は、監査等委員会への報告を行った当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行わない。
- ⑩ その他監査等委員会監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ア 監査等委員は経営会議に出席し、意見を表明することができる。
 - イ 代表取締役と監査等委員会は、必要に応じて意見交換会を開催するものとし、

- 意思疎通を図ることにより監査業務を効果的なものとする。
- ウ 監査等委員会は内部監査室と連携して、業務執行の監査を行う他、必要に応じて顧問弁護士、公認会計士等、外部専門家を任用することができる。
 - エ 当社は、監査等委員から所要の費用の請求を受けたときは、当該監査等委員会の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、その費用を負担する。

(注) 上記基本方針は、2006年5月8日に取締役会決議により制定した内容を、2008年3月14日・2011年3月14日・2012年4月23日・2013年7月16日・2015年5月15日・2022年4月8日に一部修正決議したものであります。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当期に実施した内部統制システムの運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための取組みの状況
 - ・当社取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名と監査等委員である取締役4名（監査等委員である社外取締役3名を含む。）が出席しております。
 - ・当期は取締役会を13回開催し、法令等に定められた事項や経営にかかわる重要な事項を決定するとともに、取締役間の意思疎通を図り相互に業務執行を監督しました。
 - ・当期はコンプライアンス委員会を12回開催し、内部監査室、監査等委員会等と連携し、財務報告にかかる内部統制を含む内部統制システムの整備・運用の評価改善に努めました。
 - ・当社では経営理念を実践し、関連法規や社内規程を確実に理解し、実践するために法規遵守ハンドブックを作成し、これをイントラネットに掲載し、職務遂行上必要な法令、法規に関する知識の周知を図っております。
- ② 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務執行にかかる情報の保存及び管理に関する取組みの状況
 - ・当社は職務執行にかかる重要情報、文書を情報管理規程等に基づき、作成、保存管理しております。
 - ・株主総会議事録及び備置書類、取締役会議事録、重要な契約書等の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務執行にかかる重要文書はセキュリティが確保された場所で適切に保管し、重要な経営情報は情報管理規程に基づき適切に管理、バックアップしております。
- ③ 損失の危険の管理に関する取組みの状況
 - ・当社は危機管理規程に基づき、緊急事態に迅速に対応できる態勢の構築及びその予防を講じております。
 - ・毎月の定例取締役会において、内外から伝達された内部統制に関する重要な情報が報告され、その内容の検討及び対策と是正措置について審議しております。
- ④ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行が効率的に行われることを確保するための取組みの状況
 - ・当社は事業計画に基づき、毎年、年度計画を策定し、月次の業績進捗報告を取締役（監査等委員である取締役を除く。）が取締役会に報告し、審議しております。

- ・事業計画の各重点課題については、適時経営会議を開催し、その進捗状況を協議し、必要に応じ対策を検討しております。
- ⑤ その他監査等委員会監査が実効的に行われることを確保するための取組みの状況
- ・当社の監査等委員会は、監査等委員である社外取締役3名を含む監査等委員である取締役4名で構成され、監査等委員である社外取締役には独立性の高い弁護士が2名就任し、東京証券取引所へ独立役員として届け出ております。
 - ・当事業年度の監査等委員会は14回開催し、監査に関する重要な事項について審議、決議を行っております。
 - ・監査等委員である取締役は、経営会議及びコンプライアンス委員会に出席し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の意思決定や職務執行の適法性・相当性について監査し、必要に応じて意見を述べるとともに、代表取締役社長及び取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び内部監査室責任者並びに会計監査人と定期的に会合し、内部統制システムの整備・運用状況などについて意見交換を行っております。

(注) 本事業報告の記載金額・株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。
なお、比率は小数点第3位を四捨五入して表示しております。

貸借対照表

〔2023年3月31日現在〕

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	千円	(負 債 の 部)	千円
流 動 資 産	181,118	流 動 負 債	211,296
現 金 及 び 預 金	138,809	買 掛 金	48,143
現 売 掛 金	702	未 払 金	102,693
商 貯 蔵 品	10,271	未 払 法 人 税 等	15,175
前 払 費 用	220	未 払 消 費 税 等	32,784
未 収 入 金	30,234	預 り 金	4,649
そ の 他 金	805	前 受 収 益	3,360
固 定 資 産	797,589	賞 与 引 当 金	2,563
有 形 固 定 資 産	497,478	そ の 他 債 務	1,925
建 物	75,037	固 定 負 債	714,656
構 築 物	2,465	関 係 会 社 長 期 借 入 金	504,500
工 具、器 具 及 び 備 品	11,741	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	47,134
土 地	408,234	長 期 預 り 金	16,990
そ の 他 地 産	0	退 職 給 付 引 当 金	1,428
無 形 固 定 資 産	123	資 産 除 去 債 務	144,604
ソ フ ト ウ ェ ア	123	負 債 合 計	925,952
投 資 そ の 他 の 資 産	299,987	(純 資 産 の 部)	
投 資 有 価 証 券	9,000	株 主 資 本	△38,374
長 期 貸 付 金	25,726	資 本 金	50,000
長 期 前 払 費 用	4,155	資 本 剰 余 金	192,754
差 貸 入 保 証 金	261,685	資 本 準 備 金	12,500
	△580	そ の 他 資 本 剰 余 金	180,254
		利 益 剰 余 金	△266,698
		そ の 他 利 益 剰 余 金	△266,698
		繰 越 利 益 剰 余 金	△266,698
		自 己 株 式	△14,430
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	91,129
		土 地 再 評 価 差 額 金	91,129
資 産 合 計	978,708	純 資 産 合 計	52,755
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	978,708

損 益 計 算 書

〔 自 2022年 4 月 1 日 〕
〔 至 2023年 3 月 31 日 〕

科 目	金 額
	千円
売 上 高	2,044,111
売 上 原 価	563,639
売 上 総 利 益	1,480,471
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,638,119
営 業 損 失	157,647
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	563
助 成 金 収 入	1,253
そ の 他	56,243
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	2,394
そ の 他	39,449
経 常 損 失	141,430
特 別 利 益	
受 取 補 償 金	59,110
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損 失	10,243
減 損 損 失	8,659
税 引 前 当 期 純 損 失	101,223
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	15,175
法 人 税 等 調 整 額	△8,413
当 期 純 損 失	107,985

株主資本等変動計算書

〔自 2022年 4月 1日〕
〔至 2023年 3月 31日〕

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金			利益剰余金
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金 繰越利益 剰余金
当 期 首 残 高	千円 50,000	千円 12,500	千円 180,254	千円 192,754	千円 △158,712
当 期 中 の 変 動 額					
当期純損失(△)					△107,985
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の当期中の変動額(純額)					
当 期 中 の 変 動 額 合 計	—	—	—	—	△107,985
当 期 末 残 高	50,000	12,500	180,254	192,754	△266,698

	株主資本			評価・換算差額等		純資産 合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計	土地再評 価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計					
当 期 首 残 高	千円 △158,712	千円 △14,344	千円 69,697	千円 91,129	千円 91,129	千円 160,827
当 期 中 の 変 動 額						
当期純損失(△)	△107,985		△107,985			△107,985
自己株式の取得		△85	△85			△85
株主資本以外の項目の当期中の変動額(純額)				—	—	—
当 期 中 の 変 動 額 合 計	△107,985	△85	△108,071	—	—	△108,071
当 期 末 残 高	△266,698	△14,430	△38,374	91,129	91,129	52,755

個 別 注 記 表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商 品 総平均法による原価法

貯 蔵 品 最終仕入原価法

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8～34年

工具、器具及び備品 3～6年

無形固定資産

定額法によっております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

長期前払費用

定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金

売掛金等債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、賞与支給見込額のうち当事業年度負担相当額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

5. 収益の計上基準

フードサービス事業において、商品の販売を行っております。商品の販売については、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。また、割引クーポン等の顧客に支払われる対価の一部は、売上高から控除して収益を認識しております。

表示方法の変更に関する注記

(損益計算書関係)

前事業年度において「営業外費用」の「その他」に表示していた「固定資産除却損」は金額的重要性が増したため、当事業年度から「特別損失」に計上しております。

会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

有形固定資産の減損損失の認識の要否

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産 497,478千円

減損損失 8,659千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資するその他の情報

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位に基づき、事業用資産については主に独立した会計単位である店舗単位で、賃貸用資産については物件単位で、資産のグルーピングを行っております。ただし、事業用資産のうち本社及びカミサリーについては、共用資産としております。固定資産のうち減損の兆候がある資産グループについて、当該資産グループから得られる割引前キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

将来キャッシュ・フローの見積りは事業計画等を基礎としておりますが、これには新型コロナウイルス感染症の収束時期に関する一定の仮定、将来の営業損益の予測等、重要な判断や不確実性を伴う重要な会計上の見積りが含まれます。新型コロナウイルス感染症について、今後の収束時期や影響の程度を予測することは困難な状況にありますが、新型コロナウイルス感染症の影響は翌事業年度以降も一定程度は残るものと仮定して、会計上の見積りを行っております。

これらの見積りにおいて用いた仮定に変更が生じた場合、翌事業年度以降の計算書類において追加の減損損失が発生する可能性があります。

追加情報

(借入金の返済猶予)

当社は、2023年3月10日開催の取締役会において、当社の親会社である株式会社ジョイフルを借入先とする長期借入金の返済猶予の申入れについて決議し、同社の同意を得ております。

1. 目的
運転資金の安定確保
2. 借入先の名称
株式会社ジョイフル
3. 返済猶予申入れ額
93,000千円
4. 返済猶予申入れの返済日及び返済金額
①2023年9月 46,500千円
②2024年3月 46,500千円
5. 返済猶予後の約定返済日及び返済金額
①2024年9月 46,500千円
②2025年3月 46,500千円
(2024年9月以降の約定返済日を全て1年延長)
6. 業績に与える影響
当該返済猶予が損益に及ぼす影響は軽微であります。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産

以下の資産には銀行からの借入債務に対し根抵当権を設定しておりますが、対応する債務はありません。

建物	4,477	千円
構築物	750	千円
土地	129,472	千円
計	134,700	千円

2. 有形固定資産減価償却累計額 2,221,495千円

なお、上記金額には、減損損失累計額が含まれております。

3. 保証債務

他の会社の金融機関からの借入債務に対し、保証を行っております。

株式会社ジョイフル 90,000千円

4. 事業用土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用土地の再評価を行っております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価に合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日 2002年3月31日

当事業年度において、再評価を行った土地の時価が再評価後の帳簿価額を上回っているため、差額は記載しておりません。

5. 関係会社に対する金銭債務

関係会社に対する短期金銭債務 5,331千円

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

仕入高	13,684千円
販売費及び一般管理費	45,287千円
営業取引以外の取引	2,394千円

2. 減損損失

場所	用途	種類	減損損失（千円）
大阪府他	事業用資産	建物 工具、器具及び備品	8,659

当社は単独でキャッシュ・フローを生み出す最小の事業単位である営業店ごとにグループ化し、減損会計を適用しております。その他に、遊休資産については個別資産ごとに減損の兆候を判定しております。また、本社等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。営業活動から生じる損益が継続してマイナスである資産グループについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失を計上いたしました。なお、資産グループの回収可能価額は主に使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めないことから零として算定しております。

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当 期 首	増 加	減 少	当 期 末
普通株式（株）	2,855,699	—	—	2,855,699
A種優先株式（株）	1	—	—	1
B種優先株式（株）	1	—	—	1

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当 期 首	増 加	減 少	当 期 末
普通株式（株）	3,718	119	—	3,837

（注）普通株式の自己株式数の増加は、単元未満株式の買取によるものであります。

3. 配当に関する事項

配当金支払額

該当事項はありません。

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

4. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	197千円
減損損失	179,846千円
資産除去債務	49,295千円
土地評価損	46,508千円
税務上の繰越欠損金	1,882,471千円
その他	2,111千円
繰延税金資産小計	2,160,430千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	1,882,471千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	271,525千円
評価性引当額小計	2,153,997千円
繰延税金資産合計	6,433千円
繰延税金負債	
資産除去債務	6,433千円
繰延税金負債合計	6,433千円
繰延税金資産の純額	一千円

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、フードサービス事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に親会社からの借入）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しており、投機的な運用は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。差入保証金は、取引先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、全て1年以内の支払期日であります。借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達及び運転資金を目的としたものであり、返済期日は決算日後、最長で6年6ヶ月であります。未払金は、ほとんどが1年以内の支払期日であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（注）を参照ください。また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、未収入金、買掛金、未払金、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
差入保証金	261,685	260,985	△699
資産計	261,685	260,985	△699
関係会社長期借入金	504,500	496,284	△8,215
負債計	504,500	496,284	△8,215

(注)市場価格のない株式等

区分	貸借対照表計上額(千円)
非上場株式	9,000

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時間の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	260,985	—	260,985
資産計	—	260,985	—	260,985
関係会社長期借入金	—	496,284	—	496,284
負債計	—	496,284	—	496,284

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

差入保証金

差入保証金の時価は、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標による利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

関係会社長期借入金

関係会社長期借入金の時価は、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算出しており、レベル2の時価に分類しております。

賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、大阪府等近畿地域において、賃貸用の土地及び建物を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)
69,557	70,978

(注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 当期末の時価は、「路線価による相続税評価額」に基づいて自社で算定しております。

関連当事者との取引に関する注記

親会社及び法人主要株主等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	㈱ジョイフル	被所有 直接 52.46%	資金の借入 役員の兼任 債務の保証	資金の返済	93,000	関係会社長期借入金 (注1)	504,500
				利息の支払 (注1)	2,394	—	—
				債務保証 (注2)	90,000	—	—

(注1) 資金の借入については、市場金利動向等を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、追加情報に記載のとおり、現在元本の返済猶予を受けております。

(注2) 金融機関からの借入金に対する債務保証を行っております。債務保証に係る保証料等は受領していません。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、フードサービス事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益は店舗における商品販売のみであることから、収益の分解情報は省略しております。なお、顧客との契約から生じる収益以外の収益はありません。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「5. 収益の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

顧客との契約から生じた債権の残高は以下のとおりです。

(単位：千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	1,469
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	702

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | △718円96銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | △51円89銭 |

(注) 算定上の基礎

- | | |
|---------------------------------|---------------|
| 1. 1株当たり純資産額 | |
| 貸借対照表の純資産の部の合計額 | 52,755千円 |
| 純資産の部の合計額から控除する金額 | 2,103,123千円 |
| (うち優先株式払込金額) | (2,000,000千円) |
| (うち優先配当額) | (103,123千円) |
| 普通株式に係る期末の純資産額 | △2,050,367千円 |
| 普通株式の発行済株式数 | 2,855千株 |
| 普通株式の自己株式数 | 3千株 |
| 1株当たり純資産額の算定に用いられ
た期末の普通株式の数 | 2,851千株 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | |
| 損益計算書上の当期純損失 | △107,985千円 |
| 普通株式に係る当期純損失 | △147,985千円 |
| 普通株主に帰属しない金額 | 40,000千円 |
| (うち優先配当額) | (40,000千円) |
| 普通株式の期中平均株式数 | 2,851千株 |

その他の注記

記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月17日

株式会社フレンドリー

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
福岡事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	城戸昭博
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	宮寄健

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社フレンドリーの2022年4月1日から2023年3月31日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第69期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、当期の監査の方針、事務の分担等に従い、会社の内部監査部門との連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- ②取締役及び執行役員の競業取引、取締役及び執行役員と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、株主との通例的でない取引等に関しては、上記方法のほか、取締役及び執行役員から「職務執行確認書」の提出を求め、調査いたしました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2021年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ④事業報告に記載されている親会社との取引をするにあたり、当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行について、特に指摘すべき事項はありません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり、当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月17日

株式会社フレンドリー 監査等委員会

常勤監査等委員	若林弘之	ⓧ
社外監査等委員	渋谷元宏	ⓧ
社外監査等委員	後藤研晶	ⓧ
社外監査等委員	坂本佳子	ⓧ

以上

香の川製麺 店舗一覧 (2023年3月31日現在)

店舗名	住所	電話番号	営業時間
茨木店	大阪府茨木市上穂東町2-10	072-627-3704	10:00~22:00
羽曳野店	大阪府羽曳野市野々上3丁目7番地1	072-953-6118	10:00~22:00
貝塚店	大阪府貝塚市石才230-1-1	072-432-1303	10:00~22:00
堺宿院店	大阪府堺市堺区中之町東1丁1-30	072-232-1935	10:00~22:00
堺福田店	大阪府堺市中区福田1089-4	072-239-1400	10:00~22:00
美原店	大阪府堺市美原区平尾299-3	072-362-3202	10:00~22:00
守口大日店	大阪府守口市大日東町35-8	06-6905-1985	10:00~22:00
寝屋川昭栄町店	大阪府寝屋川市昭栄町11番40号	072-822-8117	10:00~22:00
泉大津店	大阪府泉大津市千原町1丁目57-1	0725-22-2173	10:00~22:00
狭山くみの木店	大阪府大阪狭山市葉栗木4-326-1	072-367-3474	10:00~22:00
住之江店	大阪府大阪市住之江区南加賀屋3丁目3-14	06-6681-7466	10:00~22:00
古市店	大阪府大阪市城東区古市3-22-23	06-6933-0215	10:00~22:00
長吉店	大阪府大阪市平野区長吉出戸7-2-67	06-6790-1598	10:00~22:00
鴻池店	大阪府東大阪市鴻池町2丁目7番16号	06-4309-2778	10:00~22:00
八尾楠根店	大阪府八尾市楠根4-31-4	072-999-1140	10:00~22:00
枚方招提店	大阪府枚方市西招提町2174-1	072-866-5211	10:00~22:00
枚方津田店	大阪府枚方市津田北町1丁目32-22	072-858-5106	10:00~22:00
山科店	京都府京都市山科区上山坂尻町1番地	075-581-1892	10:00~22:00
向日店	京都府向日市鶏冠井町清水11番地	075-933-7176	10:00~22:00
奈良五位堂店	奈良県香芝市瓦口30-1	0745-78-8910	10:00~22:00
法隆寺店	奈良県北葛城郡河合町大字川合938-1	0745-56-5200	10:00~22:00
和歌山次郎丸店	和歌山県和歌山市次郎丸229-1	073-454-8071	10:00~22:00
築地橋店	和歌山県和歌山市舟津町1丁目10番地	073-428-0685	10:00~22:00
和歌山川辺店	和歌山市里10-1	073-462-2250	10:00~22:00
伊川谷店	兵庫県神戸市西区伊川谷町有瀬1356-1	078-974-4941	10:00~22:00

